

写



令和3年5月27日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟  
会長 森岡 雄  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8  
代々木第10下田ビル7階  
電話 03-3354-4162



## 税理士業務の周知に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動を行っています。

さて、昨今金融機関、生命保険会社、不動産会社、FPなどが、節税効果を謳って多様な商品を販売や仲介をしています。

このような節税効果を謳った「節税商品」の販売現場における説明については、一般的な法令の解釈論、仮定的な問題に基づく計算までは、税務相談に当たりませんが、節税商品を販売するために、節税効果の個別具体的な税額計算を行う行為は税務相談として税理士法に違反していると考えられます。

2020.10.3付の週刊東洋経済でも株式会社かんぽ生命保険が長年慣習的に行って來た不適切な勧誘の事例の記載がありました。2018年4月付の株式会社かんぽ生命保険の研修用資料、「生前贈与を含む生命保険を活用した相続対策提案」では具体的に喚起したり、税制に関する内容を断定的に説明する内容も記載されており、税理士の独占業務に違反している様な部分も見受けられます。

また、「節税商品」の中には節税を謳っているものの、実際には節税に結びついていない商品も多く販売されています。

本年4月に規制が入りましたが、損金算入可能な保険の販売でも現場では、損金算入、節税の部分が強調されて、実質の返戻金が100%を切ってしまう事、解約時には益金算入になる部分の説明が不足しているケースも多く見受けられました。

不動産の販売現場においても税金が還付されるとの名目で不動産所得が赤字になる様な不動産が販売されています。不動産所得が赤字の場合、給与所得から源泉徴収されている所得税は還付

されますが、不動産事業のキャッシュフローが赤字になり、借入金返済に苦労する事例も数多く存在しています。

誤った節税の名目で商品の販売が広がれば、国民一人一人の利益が損なわれるのみならず、国の納税環境が悪化し、国家財政にも大きな影響を及ぼします。

税理士としては、納税者の権利を擁護するために、その正しい理解を促すよう、働きかけをしていく必要があります。これにより、税理士以外の者による税理士法違反を防止するとともに、納税者による納税者意識の高まりも期待できるものと考えます。

具体的には、日本税理士会連合会において、下記の対応を要望いたします。

#### 記

1. 販売・仲介業者に対して、節税効果は、個々人の事情に左右されるため、一般的な説明では不十分なこともあるため、理解が及ばない場合には、税理士による税務相談が有用であり税理士業務は無償独占であることを購入者へ周知することを徹底させること。
2. 購入者となる国民に対して、合理的な税負担の軽減のためには、税理士による税務相談が有用であり、税理士業務は無償独占である旨の啓蒙、広報活動に努めること。
3. 納税者からの税務相談に対応すべく、税理士が受講する金融商品に関する認定研修をより充実させること。

以上